明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三九）　一

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（同四〇）

〔告　示〕

○電子債権記録機関の指定の公示（内閣府・法務一）

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二八七、二八八）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験を有する者に準ずる者を定める件（法務四〇六）

○除籍が滅失した件（同四〇七）

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二一八）

○租税特別措置法第二十八条の三及び第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件（同二一九）　二

○分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（同二二〇）

○学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（文部科学一〇〇）

○学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示（同一〇一）

○平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件の一部を改正する件（農林水産一四九七）

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令附則第九条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件（経済産業二〇四）

○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（千葉県公安委九三）

○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委二二三）

〔人事異動〕

内閣　法務省　三

〔皇室事項〕　四

〔官庁報告〕　六

官庁事項

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）

登録電子海図情報表示装置講習の登録事項の変更に関する公示（同）

登録電子通信移行講習事務の廃止に関する公示（同）

国家試験

平成二十八年度土地改良換地士資格試験の実施について（農林水産省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、大丸用水土地改良区役員の退任及び就任関係　七

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七

会社その他

省　令

○法務省令第三十九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十二日

法務大臣　岩城　光英

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

附　則

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

○法務省令第四十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十二日

法務大臣　岩城　光英

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第八号中「有する者」の下に「若しくはこれに準ずる者として法務大臣が告示をもって定める者」を加える。

表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号イ、第六号及び第七号中「法務大臣が」の下に「文部科学大臣の意見を聴いて」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の改正規定は、平成二十九年八月一日から施行する。